

社会福祉法人 心会
特別養護老人ホーム うれしのの里
重要事項説明書

令和7年7月1日現在

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-300-1308 (午前9時～午後5時まで)

担当 相談課 本間 大祐 ・ 渡邊 恵津代 ・ 荘司 岳志

施設長 細田 一

ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム うれしのの里 の概要

(1) 施設の名称・所在地等

事業所番号	1373100476
事業所名	特別養護老人ホーム うれしのの里
所在地	国分寺市日吉町4丁目32番6

(2) 施設の職員体制

	配置基準	配置人員
施設長(管理者)	1名	1名
医師(嘱託)	必要数	必要数
事務局長	必要数	必要数
事業推進部部长	必要数	必要数
サービス人材育成課課長	必要数	必要数
相談課課長	必要数	必要数
生活相談員	100:1以上	1名以上
ケアワーカー	3:1以上	33名以上
看護師	1名以上	1名以上
管理栄養士	1名以上	1名以上
機能訓練指導員	1名以上	1名以上
介護支援専門員	1名以上	1名以上
事務職員	必要数	必要数
その他	必要数	必要数

(3) 施設の設備等の概要

定員		100名		
居室	4人部屋	16室	静養室	1室
	3人部屋	1室	医務室	1室
居室	2人部屋	5室	食堂	2ヶ所
	個室	23室		
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		機能訓練室	2ヶ所
			談話室	1ヶ所

3. サービス内容

① 施設サービス計画の作成

② 食事 朝食 7:30～

昼食 11:45～

夕食 18:00～

③ 入浴 原則として週2回入浴していただけます。

ただし、身体の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④ 介護 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

食事、着替え、排泄、おむつ交換、体位変換、施設内の移動の付添い等の介助

⑤ 生活相談 生活相談員に生活に関する相談ができます。

⑥ 健康管理 協力病院医師による回診が基本的に毎週水曜日にあり、診察や健康相談サービスを受けることができます。

⑦ 機能訓練 2階の機能訓練室または居室にて機能訓練を行います。

⑧ 特別食の提供

⑨ 理美容サービス 毎月第2・第4月曜日に理美容サービスを行っています。料金は別途かかります。

⑩ 行政手続き代行 行政の需給のための手続きの代行を行っています。ご希望の際は職員にお申し出ください。

⑪ 日常費用支払い代行

⑫ 所持品保管

⑬ 趣味活動

⑭ その他

4. 利用料金

- (1) 別紙1の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護給付費を除いた金額（自己負担額1割負担～3割負担）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いください。

（サービスの利用料金は要介護度に応じて異なります。）

- (2) 基本料金の減免措置

詳しくは相談課へご相談ください。

- (3) 支払い方法

- ① 指定口座への振り込み（振り込み手数料はご利用者負担となります）

・東京むさし農業協同組合 国分寺支店
社会福祉法人 心会 理事長 神山 光司
普通預金口座 （口座番号 3058763）

・三菱UFJ銀行 国立支店
社会福祉法人 心会 理事長 神山 光司
普通預金口座 （口座番号 1385461）

- ② 法人指定口座（東京むさし農業協同組合 国分寺支店）からの自動引き落とし（自動振替依頼の手続きが必要）

※ ①・②については、毎月22日までに前月分の請求をいたしますので、翌月10日までにお支払いください。お支払いいただき、入金を確認後に領収書を発行いたします。

- ③ 東京むさし農業協同組合国分寺支店以外で、ご利用者が指定した口座からの自動引き落とし（手数料はご利用者負担となります）

※ ③については、毎月22日までに前月分の請求をさせていただきます。引き落としは当月27日（該当日が銀行休日の場合は翌営業日となります）に、ご利用者のあらかじめ指定した口座から自動引き落としいたします。お支払いいただいた場合、入金を確認後に領収書を発行いたします。

5. 入退所の手続き

- (1) 入所の手続き

- ① 原則要介護3以上の認定を受けた方で、入所を希望する方は、ご連絡をいただき所定の段取りを経た上で入所の決定を致します。
- ② 入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所用件を満たされていれば自動的に更新します。

- ＊ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 他の介護保険施設や痴呆対応型共同生活介護施設等へ入所した場合
- ② 介護認定区分が、非該当（自立）、要支援となった場合
- ③ お客様の死亡又は被保険者資格を喪失した場合
- ④ その他
 - ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内にお支払いいただけない場合、またはお客様が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了10日前までに文書でご通知いたします。
 - ・お客様が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただき場合がございます。なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
 - ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了10日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

施設サービス計画に基づき、可能な限りその居宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した生活ができるよう目指す。

入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保険医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
身体拘束の有無	—	要件等は別掲
その他		

(3) 施設利用のお約束

- ・ 面会
(10時から19時) 受付の面会票にご記入いただき、受付カウンターに設置してある箱に投函してください。尚、朝食や夕食の介助や早朝の受診付添いなどの場合は職員にご相談ください。
- ・ 外出・外泊 外出・外泊届をご提出ください。
- ・ 飲酒・喫煙 職員にご相談ください。
- ・ 宗教活動・政治活動等 宗教活動・政治活動・営利活動などを行わないでください。
- ・ 金銭、貴重品の管理等 入所者預り金等管理規程に基づいて事務室にて保管・管理をいたします。
- ・ その他

7. 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
携 帯 番 号	
続 柄	

8. 協力病院

国分寺病院

電話042-322-0123

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 事業者は利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の取り扱いのためのガイドランス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も同様です。
- ③ 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ④ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。
- ⑤ やむを得ない理由でサービス担当者会議をテレビ電話装置等を活用し、利用者又はその家族が参加して行う場合は、あらかじめ文書で同意を頂きます。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、上述(1)の法令及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

10. 身体的拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

留意事項

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

事業者は、「身体拘束適正化検討委員会」を設置しています。当該委員会は、少なくとも3か月に1度開催し、身体拘束等を実施の有無、経過報告、改善策等を検討・決定し、次の事項に留意しています。

身体拘束等を行う場合の手続きについて

- ①身体拘束等の実施には、留意事項（１）（２）（３）を踏まえて、実施する時間・期間、改善方法等を含め、あらかじめ入所者又はその家族に説明して同意をいただきます。
- ②「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録します。
- ③身体拘束の解除（改善方法）、期間の見直し等について、委員会で検討し、その結果等を入所者又はその家族に説明して同意をいただき、直ちに身体拘束等を解除します。

※身体拘束等の必要性について、ご家族の要望だけでは実施しません。

1 1. 事故発生の防止及び発生時の対応について

施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

1 2. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。 別紙Ⅱ参照

- ①実施の有無
- ②実施した直近の年月日
- ③第三者評価機関名
- ④評価結果の開示状況

1 3. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 消防機関への通報・確認 全館非常放送
避難誘導・消火活動 人員の確認・救護活動
- ・ 防災設備 消火器、自動火災報知設備、非常ベル放送設備、誘導灯
- ・ 防災訓練 年 4 回 消火・通報及び避難誘導訓練等訓練実施
- ・ 防火責任者 2 階ケアリーダー・ 3 階ケアリーダー
- ・ 火元責任者 各居室担当ケアワーカー

1 4. サービス内容に関する相談・苦情

①施設ご利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者	施設長	細田 一
苦情受付担当者	相談課	本間 大祐
苦情受付担当者	生活相談員	荘司 岳志

電話番号 042-300-1308

②ご意見・ご相談承り日の設定

ご意見・ご相談承り日を施設内に掲示します。

③ 第三者委員 毎月第 3 水曜日 14 時から 15 時

④その他

国分寺市 福祉部 高齢福祉課

電話番号 042-325-0111

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

電話番号 03-6238-0177

受付時間（土・日・祝祭日を除く）午前 9 時から午後 5 時まで

1 5. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 心会
代表者役職・氏名	理事長 神山 光司
本部所在地・電話番号	東京都国分寺市日吉町 4 丁目 3 番 6 電話 042-300-1308
定款の目的に定めた事業	1. 特別養護老人ホーム 2. 老人短期入所事業 3. 老人デイサービスセンター 4. 老人居宅介護等事業 5. 地域包括支援センター

・・・・・・・・・・契約をする場合は以下の確認をすること・・・・・・・・・・

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 特別養護老人ホーム うれしのの里（事業所番号 1 3 7 3 1 0 0 4 7 6）

所在地 国分寺市日吉町 4 丁目 3 2 番 6

施設長 細田 一 印

説明者 所属 社会福祉法人 心会

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から特別養護老人ホーム うれしのの里についての重要な事項の説明を受け、同意します。

利用者 住所

氏名 印

（身元引受人兼連帯保証人） 住所

氏名 印